

## 世界人権宣言 第 22 条：社会保障を受ける権利

2018/12/01

国連人権高等弁務官事務所

第 22 条は、今日ではほぼ普遍的に受け入れられている現代的福祉のあり方を明確にしている。ILO によれば、社会保障制度が存在する国は 1900 年にはわずか 17 カ国に過ぎなかったが、1946 年には 104 カ国、2015 年には 187 カ国と増加した。世界の 45% の人々が少なくとも一つの社会保障給付を受けており、29% の人々が包括的な社会保障制度にアクセスしている。第 22 条はまた、経済的・社会的・文化的権利が自己の尊厳と人格の発展のために不可欠であると規定している。しかしながら、第 22 条は完全には実現されていない。バチエレ人権高等弁務官は、「世界の人々の 71% は完全な社会保障にアクセスすることができていない。言い換えれば、世界の 3 分の 2 の人々が恐怖や差別・排斥を受けずに生活する手段を保障されていない。世界の子どもの 3 分の 2、13 億人の子どもが社会保障を受けていないということである」と指摘している。

## 世界人権宣言 第 23 条：労働の権利

2018/12/02

国連人権高等弁務官事務所

第 23 条は、すべての人は同等の勤労に対し同等の報酬を受け、差別を受けずに労働する権利、労働組合を組織し参加する権利を規定している。そして第 3 項では、労働者と家族に対して“人間の尊厳にふさわしい存在”であることを保障する“公正かつ有利な報酬”が求められている。過去 25 年の間に極度の貧困状態にある労働者の数は激減したが、2015 年には 2 億 400 万人以上の失業者が存在し、失業は今なお重要な問題である。また、世界銀行によれば、約 155 カ国で女性の経済的機会が制限され、100 カ国で女性の職種に制限があり、18 カ国では夫が妻の就労を指図している。子ども労働もまた、多くの国に存在し、ILO によれば、1 億 5,200 万人の子どもが精神的・身体的・社会的に危険な労働に従事している。さらに、国際労働組合総連合 (ITUC) が調査した 142 カ国中 92 カ国では、パートタイム労働者などには結社の自由が認められていない。

## 世界人権宣言 第 24 条：休息と余暇の権利

2018/12/03

国連人権高等弁務官事務所

第 24 条は、すべての人は労働時間の合理的な制限および定期的な有給休暇を含む休息および余暇をもつ権利を有する、と規定している。余暇と有給休暇は、自己の発展と経験のために各人が有する権利であり、この規定は、人権宣言が人々の人格の完全な発展を目指すことの表れである。労働者の心身の健康を守ることは、労働者を思いやるだけでなく、高い生産力を確保することにもつながる。他方、過剰労働は労働者の命に関わりかねない問題である。日本には“Karōshi (過労死)”という言葉がある。過労死は 1969 年に日本で初めて認定された。ILO は、日本の大手の菓子加工会社で働いていた 34 歳の男性が、週約 110 時間労働し心臓発作で死亡したケース、東京の大手印刷会社の従業員であった 58 歳の男性が、夜勤を含めて年間 4,320 時間(1 日当たり 16 時間)働き死亡したケースがあり、後者の場合、妻は夫の死から 14 年後に補償を受けたと報告している。

## 発展の権利宣言 32 周年 人権専門家が共同声明

2018/12/04

国連人権高等弁務官事務所

発展の権利に関する宣言採択から 32 周年に当たり、発展の権利などに関する 7 名の特別報告者、人権と国際連帯などに関する 2 名の独立専門家、女性差別作業部会議長が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。不平等と差別は今日の世界が直面している難題であり、発展の権利の実現に対する障壁であるだけでなく、平和・安全保障・人権に対する主要な脅威であり、さらに移住を引き起こす最大の原因の一つでもある。性、ジェンダー、年齢、障がい、人種、民族、宗教、法的・経済的地位などに基づく構造的差別と結びついた世界経済における制度的不平等は、多くの個人・マイノリティ・集団が発展から周縁化され完全に排除されていることを意味する。こうした状況は人間の尊厳だけでなく、法の支配と市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利すべての実現を損なうものである。不平等の克服と差別の根絶は不可欠であるだけでなく、実際に法的拘束力のある義務である。

## 世界人権宣言 第 25 条：十分な生活水準を保持する権利

2018/12/04

国連人権高等弁務官事務所

第 25 条は、前文の“恐怖および欠乏のない”状態を具体的に示すものである。“健康および福祉に十分な生活水準”のために第一に必要なものは食糧である。世界はすべての人が食するに十分な食糧を生産しているにも関わらず、富と資源の不平等な分配が原因で、約 8 億 1,500 万の人々が慢性的な飢えに苦しんでいる。そして、世界人口の半数が基本的保健サービスを受けられず、毎年 1 億人が貧困状態に陥っている。世界銀行と WHO の 2017 年の報告によれば、世界人口の少なくとも半数(約 38 億人)が貧困のために基本的保健サービスを受けられず、また、10 億人近い人々が世帯収入の 10%以上を自身と家族の医療費に当てており、この費用のために約 1 億人が極度の貧困に陥っているという。極度の貧困は、収入の欠如、基本的サービスへのアクセスの欠如、社会的排除を伴う。現在、22 億人以上(世界人口の 30%)がすでに貧困状態にあり、またはそれに近い状態にある。

## 人権理事会 議長・副議長を任命

2018/12/04

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は、新しい議長にセネガルの国連欧州本部大使、副議長にクロアチア(東欧グループ代表)とアイスランド(西欧その他グループ代表)の各大使を任命した。残り2名の副議長については、現職のアジア太平洋グループ代表と中南米グループ代表を候補とするか協議中であり、結果は年内に公表される予定である。次の議長と副議長は、来年1月1日から12月31日までの任期を務める。今日の会合ではまた、「資金的・時間的制約への対処を含む、人権理事会の効率性の強化」と題する議長声明案について討議が行われた。その結果、3カ年活動計画を作成し、毎年12月の組織会合で更新・採択すること、SIDS(小島嶼開発途上国)/LDCs(後発開発途上国)などの小国の代表が直面する問題の解決策を検討すること、効率性改善のために現代的テクノロジーの利用に関する措置を漸進的・完全に実施することなどが決定された。

## 世界人権宣言 第 26 条：教育を受ける権利

2018/12/05

国連人権高等弁務官事務所

第 26 条は無償の普遍的初等教育は義務であると規定している。現在は以前より多くの子どもが教育を受けている。学校に通えない子どもは 2000 年に 1 億人いたが、2015 年には 5,700 万人にまで減少した。世界銀行と OECD の推定では、読み書きができる人は、1960 年には世界人口の 42%であったが、2015 年には 86%に上昇している。11 カ国はほぼ 100%の識字率を誇っている。今では多くの国が中等教育を無償・普遍的とすることを目指しており、中には高等教育のさらなる普及を目標にする国もある。多くの地では“識字”の内容も拡大し、言語・数字・イメージ・コンピューターを扱う能力、さらにはコミュニケーションの方法や有用な知識を得る能力も含まれるようになっている。しかし、不平等と差別のために、貧困・障がい・先住民・無国籍の子ども、特に少女は教育の権利を否定されており、今なお非識字の大人は 7,500 万人存在し、その大多数は女性である。

## 拷問禁止委員会 最終見解・個人通報・報復のフォローアップ

2018/12/06

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会では、最終見解・個人通報・報復のフォローアップについて討議が行われた。最終見解のフォローアップの報告者は、委員会は審査を行った 8 カ国の定期報告書に関して 25 の勧告(不処罰、拷問・虐待による自白、拷問の申立ての登録、人権擁護活動家に対する報復、死刑・体罰、国内防止機関・国内人権機関、警察による暴力、抑留の状態、拘禁中の死亡、基本的な法的保護)を採択したと述べた。そして、それらのうち 56%に関しては部分的な実施または実施状況の改善がみられたが、44%に関しては実施されない、あるいは実施状況を評価できる情報の提供がなかったと報告した。個人通報のフォローアップの報告者は、8 件の個人通報を審理したと報告し、ここ数年は締約国が委員会の連絡に対して回答しない傾向があると述べた。報復のフォローアップの報告者は、報復に関する新たな事案はなく、委員会は引き続きモロッコに関わるケースを検討していると報告した。



## 世界人権宣言 第 27 条：文化・芸術・科学に関する権利

2018/12/06

国連人権高等弁務官事務所

第 27 条は、すべての人は社会の文化的生活に自由に参加し、科学の進歩とその恩恵にあずかり、自身の作品から生じる利益を保護される権利があると規定している。国際刑事裁判所は 2016 年に歴史的・宗教的建造物に対する攻撃を戦争犯罪とする画期的判決を行った。ユネスコ事務局長は、こうした戦略は“文化浄化”だと述べている。文化的権利に関する特別報告者は、差別的意図による文化財の破壊は人道に対する罪となり、文化的・宗教的財産・シンボルの意図的な破壊は集団を破壊する意図の証拠になりうると述べている。近年、気候変動や災害に関する議論で、“科学の進歩とその恩恵にあずかる”権利が脅かされていることが懸念されている。また、科学に対する懐疑的な見方や疑似科学のために生命が失われる可能性がある。2016 年～17 年にはしか患者は 30%上昇したが、その一因に、ワクチンは危険だとする親が子どもへのワクチン接種を拒否したことが挙げられている。

## 世界人権宣言 70 周年に向けて 人権高等弁務官が声明

2018/12/06

国連人権高等弁務官事務所

12月10日の世界人権宣言70周年に向けて、バチエレ人権高等弁務官が声明を発表した。内容は以下のとおり。人権宣言が規定する原則は極めて基本的なものであり、あらゆる新たな困難に適用可能である。AIやデジタル世界に必要な原則、気候変動の影響への対策の枠組、LGBTIなどの集団の平等な権利の確保の基礎となる。30の条文は、極度の貧困を終わらせ、食糧・住居・健康・教育・仕事を提供するための方策を示している。人権宣言で規定されている人権の究極の目標は、人類史上最大の成功の一つであり、最も建設的に進んだ思想である。今日、こうした進歩が危機に直面している。多くの国で平等と生来の権利に関する基本的認識が脅かされている。人権宣言の構想を支える国際・地域・国内法が広範囲に絡み合った関係が、ナショナリズム重視の政府や政治家によって、徐々に侵害されている。我々すべては、人権宣言の権利のためにより精力的に立ち上がる必要がある。

## 人権擁護活動家宣言 20 周年 人権専門家が共同声明

2018/12/06

国連人権高等弁務官事務所

人権擁護活動家宣言 20 周年に際し、人権理事会の人権専門家が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。すべての国に対して、人権擁護活動家に関する宣言を十分に実施し、彼らが干渉・嫌がらせ・虐待・脅迫・暴力・報復・制約を受けずに活動する自由を確保するよう求める。彼らの安全と安心を確保するための最低限の国際基準が必要である。人権擁護活動家なくして、人権の実現は不可能である。彼らの勇気ある発言は、平和・安全保障・持続可能な開発に寄与している。世界中で市民の活動範囲が狭まり、ますます人権擁護活動家の活動が攻撃の標的にされつつある。2015～17 年には 1 日平均 1 人の人権擁護活動家が殺害されているという衝撃的な事実が想起される。20 周年に際し、大きな困難に直面しつつ人権保護のために活動した人々と現在活動している人々の揺るぎない努力、そして彼らが苦勞して成し遂げた成果を祝福したい。

## 拷問禁止委員会第 65 会期閉幕

2018/12/07

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 65 会期が閉幕した。今会期では、カナダ、グアテマラ、モルディブ、オランダ、ペルー、ベトナムの拷問等禁止条約の実施状況が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。また、最終見解・個人通報・報復に関するフォローアップの討議も行われた。さらに、15 件の個人通報について、2 件が条約違反、6 件が条約違反なし、2 件が受理不能、5 件が審理打ち切りと決定された。加えて、拷問防止小委員会との例年の会合が行われ、非強制捜査に関する普遍的議定書案、強制失踪作業部会との初の全体会合、拷問・虐待から救済される権利や普遍的管轄に関する 3 つの地域の人権裁判所との合同の全体会合について討議が行われた。第 66 会期は、2019 年 4 月 23 日～5 月 17 日に開催される予定である。

## 人種差別撤廃委員会 締約国と会合

2018/12/7

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会は締約国との第6回非公式会合を行い、①人権条約機関制度の2020年見直し、②委員会の勧告の実施、③人種主義の新たな発生・過激主義の再発が討議された。①について担当委員は、国連総会決議68/268は長期的な問題(例えば、条約機関の法的権限、委員会の作業の滞留、締約国が抱える報告の負担、条約機関制度の発展のための資金の不足)への対応を避けていると述べた。②について担当委員は、締約国は委員会の最終見解を普及させ、少数言語に翻訳し、フォローアップ過程に市民社会を参加させ、委員会や他国と成功例を共有すべきであると述べた。③について担当委員は、同じ集団に対する人種主義が続いており、かつての植民地で行われた差別の再発がみられることに警告を発した。日本政府代表は、条約機関の強化は人権促進のために重要であり、条約機関制度は勧告を簡潔にし、人権に真の影響をもつ勧告を作成すべきだと述べた。

## 世界人権宣言 第 28 条：自由で公平な世界に対する権利

2018/12/07

国連人権高等弁務官事務所

第 28 条は、すべて人はこの宣言に掲げる権利および自由が完全に実現される社会的および国際的秩序に対する権利を有すると規定している。人権宣言の採択から数十年間、自由で公平な世界を実現し、平和を維持するための重要な方法の一つが国際協力であることは広く受け入れられていた。しかしながら近年、多国間協調主義に対する信念が崩れ始めている。自国の利益が人類全体の幸福に勝ると公然と主張する国々もある。人権に関心を払おうとせず、しばしば国内治安を大義にして市民社会を弾圧しようとする指導者が増えている。攻撃的なナショナリズムが人権の尊重に影響を与えている。自由で公平な世界に対する権利は、国内と国家間において機会と結果の平等を促進することが必要であることを意味する。第 28 条の規定する国際秩序の実現のために不可欠の存在である国連人権機関や人権専門家、時にはその協力者も、ますます攻撃にさらされている。

## 世界人権宣言 70 周年 人権専門家が共同声明

2018/12/07

国連人権高等弁務官事務所

世界人権宣言 70 周年を記念して、人権理事会の人権専門家が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。世界人権宣言の採択の後、国際的人権基準は飛躍的な発展を遂げた。しかしながら今日、我々は戦争、紛争、人の尊厳の侵害を世界の様々な地域で日常的に目撃している。また、最近の移住者の急増によって庇護国でナショナリズムや外国人排斥が急激に高まり、過去 70 年間の国際的な人道上の協力から生まれた成果が覆されている。国内での市民社会の活動が制限され、表現・結社・集会の自由の行使が妨げられている。多くの国がすべての人を同一の尊厳を有する平等な者として扱っていない。人権宣言 70 周年に際し、人権制度の回復力と人権宣言の貢献を祝福したい。人権宣言は紛争から生まれ、平和を永続させるための枠組みを作った。この教訓が示す人権制度の回復力を思い、これからの 70 年間、改めてそれぞれの人が人権宣言の規定の実現に全力を注ぐことが必要である。

## 世界人権宣言 第 29 条：社会に対する義務

2018/12/08

国連人権高等弁務官事務所

人権宣言のこれまでの条項は、すべての人々の生来の権利について規定しているが、第 29 条は、権利の当然の結果である義務について規定している。我々すべては他者に対して義務を負い、彼らの権利と自由を守らなければならないということである。第 29 条はまた、権利は無制限ではないことを規定している。もし無制限であれば、社会のバランスと調和を保つことはできないであろう。第 29 条は、権利の行使と国際社会の利益を結び付けようとしている。制限に関して国際先例は 1948 年から存在し、権利の中には一切制限することができないものもあるが、それ以外の権利については次の条件でのみ制限が可能であるとしてきた。条件とは、制限は法律規定でのみ課すことができ、国際法に挙げられた目的の一つを助けるものであって、制限の深刻度や程度は国際法の目的と比例していなければならない、ということである。



## 世界人権宣言 第 30 条：権利は不可侵である

2018/12/09

国連人権高等弁務官事務所

第 30 条は、我々すべては人権宣言のすべての条項に規定される権利について、国家や人から妨害されることがあってはならないが、我々もまた、国連の目的に反して権利を行使してはならないことを規定している。人権宣言は条約ではないので、各国に直接法的義務を課すものではない。しかし、国際社会のすべてのメンバーが共有する基本的価値を表しており、人権法の発展に多大な影響を与えるものである。各国は何十年もの間絶えず人権宣言を援用してきたので、人権宣言の構成要素のいくつかは慣習国際法になっているという議論もある。多くの学者や弁護士は、拷問の絶対的禁止などは拘束力があると考えている。もちろん、人権宣言が一様に守られているわけではない。しかし、今日ではでは、世界人権宣言は世界で最も翻訳されている文書であり、今なお、世界中の村や都市で自身のコミュニティの日常生活で人権を実現するために闘うすべての人々の活力となっている。

## 人権専門家が EU のオンライン上のテロ対策提案を懸念

2018/12/12

国連人権高等弁務官事務所

テロリストのオンライン・コンテンツの拡散防止に関する規制を提案した EU に対して、テロ対策・意見の自由・プライバシーに関する 3 名の特別報告者が EU に書簡を送付した。内容は以下のとおり。EU の提案はテロリストのコンテンツを非常に広く定義しており、合法的なコンテンツも含まれかねず、さらに、情報へのアクセス、意見・表現・結社の自由を侵害し、政治的・公的利益に関わる過程に影響を与える可能性がある。テロ目的でのインターネット・プラットフォームの利用を防止する最善の方法は、国際人権法やビジネスと人権に関する国連指導原則の枠組を用いて、当局とプロバイダーが協力して取り組むことである。EU の提案は企業に対して、人権基準に従ったコンテンツ規制のための利用規約等を作成することを求めている。当局は民間企業を通して、人権基準に沿わない方法によってコンテンツを削除できることになる。提案は人権監視からの逃げ道を作っている。

## 人種差別撤廃委員会第 97 会期閉幕

2018/12/14

### 国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 97 会期が閉幕した。今会期では、アルバニア、ホンジュラス、イラク、ノルウェー、カタール、韓国の状況が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。また、NGO や人種差別撤廃条約締約国 61 カ国との非公式会合、アフリカ系の人々に関する作業部会との会合が行われた。条約 14 条に基づく個人通報については 1 件が審理され、国籍の権利の侵害があると判断された。さらに、初めて委員会は、11 条に基づく締約国から他の国の条約違反に関する通知を受理した。これは、カタールからのサウジアラビアとアラブ首長国連邦の条約違反に関する 2 件、パレスチナからのイスラエルの条約違反に関する 1 件であった。第 98 会期は 2019 年 4 月 23 日～5 月 10 日に開催され、アンドラ、チリ、グアテマラ、イスラエル、リトアニア、ザンビアの人種差別撤廃条約の実施状況に関する報告書が審査される予定である。

## 小作農の権利に関する国連宣言採択 高等弁務官が声明

2018/12/18

国連人権高等弁務官事務所

小作農とその他の農村地域の労働者の権利に関する国連宣言が国連総会で採択されたのを受け、バチレ人権高等弁務官が声明を発表した。内容は以下のとおり。世界中の多くの地で小作農は経済関係の力の不均衡のために悲惨な状況に置かれている。彼らの権利を保護する政策はほとんどなく、緊縮措置がそうした状況をもたらしている場合もある。女性は特に、土地に関する差別や賃金の不平等が蔓延しているために、脆弱な立場にあり、小作農その他の者はまた、とりわけ気候変動や環境破壊の影響を受けやすい。しかし、彼らは文化・環境・生活手段・伝統の保全に不可欠の役割を果たしており、『2030 アジェンダ』の実施においても取り残されてはならない存在である。宣言は、小作農、農村労働者、小農、漁業者、家畜の飼育者など 10 億人以上の人々の権利に関わる国際基準に基礎を置いており、各国が彼らの権利保護を確保するための詳細な指針を示している。

## 国際移住者デー 人権専門家が共同声明

2018/12/18

国連人権高等弁務官事務所

国際移住者デーに際し、移住労働者権利委員会委員長と移住者に関する特別報告者が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。移住に関するグローバル・コンパクトは、グローバルな移住統治を改善し、移住者と彼らの人権を中心に置くための重要な起点である。移住者とその家族は、移動中や学校・職場で人権を享受できなければならない。各国政府は、グローバル・コンパクトと国際人権条約に基づく義務に沿った法と政策を採用し、移住者の基本的人権を法律上・事実上実現しなければならない。具体的には、移住者の権利に関する意識啓発活動の強化、移住者の人権侵害の申立てを扱う国内人権機関の整備、人権侵害被害者の包括的な保護、不法入国者・滞在者の不処罰化などが必要である。各国政府は、条約機関・特別手続・普遍的定期審査の勧告、さらに移住に関するグローバル・コンパクトと『持続可能な開発目標』における確約を実施しなければならない。

## 移住に関するグローバル・コンパクト 企業の役割を強調

2018/12/20

国連人権高等弁務官事務所

「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト(GCM)」が12月10・11日の会議で採択された。GCMは国際移住を完全に包括的に保護するために、国連の主導で準備された初の政府間合意である。地元・全国・地域・世界レベルでのより良い移住管理のための23の目標について規定している。この採択を受け、ビジネスと人権に関する作業部会議長、現代的形態の奴隷制と移住者の人権に関する2名の特別報告者が共同声明を発表した。彼らは、GCMでは移住者を人権侵害から守りつつ、彼らの経済的貢献を促進するために、共同の価値と責任に基づいて官民が真に連携することが強調されていると歓迎した。そして、移住労働者が世界中で不正な採用、不当な労働条件、社会保護の欠如にさらされていることを指摘し、各国政府に対してGCMの実施に直ちに着手するよう求め、政府と民間雇用者がとるべき措置を例示した。